

名古屋市告示第88号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形 質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

なお、当該区域は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第 117号）第53条の 7第 1号エに該当します。

令和 8年 3月 9日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定する区域

名古屋市港区大江町 3番19、 3番20及び 3番21

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課